

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出について

児童扶養手当

父母の離婚などで、対象児童を養育する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。障害年金受給者の配偶者も該当になることがあります。

【対象児童】

父または母と生計を同じくしていない児童(18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育する家庭(ひとり親家庭等)

【現況届の提出について】

郵送された書類を確認し、8月1日(火)～8月31日(木)の間に現況届を提出してください。

提出が遅れた場合は12月の支給日に手当を受け取ることができません。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいがある児童を、家庭において養育している方へ支給される手当です。障がいの程度によって1級と2級に分けられます。

【対象児童】

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童

【所得状況届の提出について】

郵送された書類を確認し、8月14日(月)～9月11日(月)の間に所得状況届を提出してください。提出が遅れた場合は11月の支給日に手当を受け取ることができません。

【その他】

各制度の詳しい内容については、町ホームページまたは窓口までお問い合わせください。

【提出先窓口】

- ・住民生活課児童係
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-64-2112

子育て支援センターからお知らせ

スマイル育児教室④

小麦粉粘土で遊ぼう!

【内容】

小麦粉をこねて粘土遊びをします。片栗粉では、あーら不思議!?家庭ではなかなかできない遊びが、親子で楽しめます。

【対象】 入園前のお子さんと保護者

【日時】

9月12日(火) 午前10時～11時30分

【場所】 子育て支援センタースマイル

【定員】 15組

※定員になり次第締め切ります。

【持ち物】 エプロン等(汚れても気にならない服装でおいでください)

【申込期日】 9月6日(水)まで

【申し込み・問い合わせ先】

八雲町子育て支援センター ☎0137-62-2573

不用品交換コーナー

7月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **74**件

- ・木製座椅子
- ・たんす
- ・電気スタンド
- ・収納デスク

ゆずってください

これまでの成立件数 **34**件

- ・DVDソフト
- ・車いす
- ・電動車いす
- ・カーペット(3畳、4.5畳、6畳)
- ・ゲーム機(ソフトがあればセット)

【申請方法】 企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

△広告



司法書士・行政書士 やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

△広告



ボデーショップ八雲

人と車の幸せなカーライフを応援



カーリース
Lease a car



レンタカー
Rent a car

☆メンテナンス費用が全て込みのカーリース
1か月単位での利用も可能です♪
1日500円のワゴンブライム!!

☆軽自動車からワゴン車まで
必要な時に必要なだけレンタル!

お気軽にお電話ください

TEL.0137-63-4132

営業時間/8:30～17:30 (2019.8.19現在) 8:00～16:00(土曜)